

白井市学童保育所及び放課後子ども教室運営業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答

委託業務名 【債】 白井市学童保育所及び放課後子ども教室運営業務委託（その1）

番号	質問事項	質問内容	回答
1	【実施要領】 提案書類作成方法について	様式14は、「表紙等を含めて10ページ以内」という制限の対象となる、という理解でよろしいでしょうか。また、様式14とは別に提出可能な「補足資料（任意様式）」や「独自提案書（任意様式）」についても同様にページ数の制限がありますでしょうか	様式14については、枚数の制限はありません。独自提案書につきましては、表紙等を含めて10ページ以内としております。
2	【仕様書】 配置基準について	「登所人数が少ない時間帯・曜日については、支援員の配置人数を少なくできる」とありますが、現在の各施設における土曜日の出席状況（利用実績）をお示しいただけますでしょうか	別紙参照
3	【仕様書】 おやつ代等の実費負担の徴収に関する業務について	「必要に応じて返金等の対応」とは、過払い以外にどのようなケースが想定されますでしょうか。具体的な事例があれば併せてお示しいただけますでしょうか	市として具体的な事例は想定しておりません。事業者が定めるおやつ代等の徴収の規定に基づき適切に御対応いただくことを定める規定です。
4	【仕様書】 配慮を必要とする児童の対応に関する業務	各学童における配慮を必要とする児童の現在の登録実績をお示しいただけますでしょうか	別紙参照
5	【実施要項】	第2次審査のプレゼンテーションについては、第1	第2次審査の詳細につきましては、第1次審査通

	18 (5) 第2次審査	次審査通過者に会場・日時の案内があると理解しておりますが、プレゼンテーション及び質疑応答時間や参加人数の制限、参加者の条件、スライド投影や当日配布物の可否、プレゼン内容の制限等現段階で決まっている事項があればご教示願います	過者に別途お知らせいたします。
6	提案書類作成方法 (3)	第2次審査提出書類(2)事業実施計画書及び(4)独自提案書について、両面印刷や文字の大きさ等について指定はございますか	指定はありません。
7	第2学童保育所運営業務に関する事項 3 開所日・開所(保育)時間	土曜日に利用希望者がおらず開所しないことはありますでしょうか。開所しないことがある場合、年間の土曜日開所日数を施設別でご教示ください	原則開所としますが、利用者の登所の意思確認を厳密に行った上で利用者がいない場合は、閉所も可としています。 (土曜開所日数別紙)
8	第2学童保育所運営業務に関する事項 3 開所日・開所(保育)時間	土曜日は、履行場所ごとに1か所を開室するという認識でよろしいでしょうか	同一の小学校において2以上の施設を設置している場合において、土曜日などの登所が少ない場合に一方の施設に集約して支援を実施することを可能としております。
9	4 職員体制 (2) 配置基準	各施設の1日の平均利用児童数を平日、土曜日、長期休暇期間の平日に分けてご教示ください	別紙参照
10	4 職員体制 (2) 配置基準	各施設の朝の延長保育の1日平均利用者数を土曜日、長期休暇期間に分けてご教示ください	別紙参照
11	4 職員体制 (2) 配置基準	各施設の長期休暇期間のみ学童を利用する児童数をご教示ください	別紙参照
12	4 職員体制 (2) 配置基準	各施設の現在の人員配置をご教示ください	別紙参照

1 3	4 職員体制 (2) 配置基準	障がいのある児童やその他配慮が必要な児童について、各施設の現在の受け入れ人数をご教示ください	別紙参照
1 4	4 職員体制 (2) 配置基準	学校まで学童の職員が迎えに行っている施設はございますか	ありません。
1 5	5 業務の内容	保護者徴収を行う、おやつ代と教材費について、現在の実績をご教示ください	おやつ代については、全施設とも 2,000 円（月額）です。 教材費については、徴収している施設はありません。
1 6	【別紙 1-1】 学童保育所運営業務に係る履行場所（その 1）（その 2）	支援の単位が 1～2 の白井第三第 2 学童保育について、現在の単位数を教えてください	令和 7 年度は、1 単位で運営しています。
1 7	【別紙 1-1】 学童保育所運営業務に係る履行場所（その 1）（その 2）	契約締結後に単位数が増加した際にも、単位ごとに常勤支援員の配置が必要になると捉えています。その場合契約金額について別途協議は可能でしょうか	本契約においては、単位数の増加も見込んだ設計としていることから、原則として協議は行いません。
1 8	【別紙 1-1】 学童保育所運営業務に係る履行場所（その 1）（その 2）	各施設の図面をいただけますでしょうか。特に活動部屋が分かれている施設について、離れている距離や場所の確認をさせていただきたいです	別途、施設ごとの図面を作成の上、お示しします。（7 月 4 日までにホームページに掲載します。）
1 9	【別紙 2】 費用負担一覧表	直近 3 か年の受託者が負担する施設修繕費の実績をご教示ください	施設修繕においては事業者には過失がある場合を除き、市が修繕を行います。直近 3 か年において、受託者が費用負担した施設修繕はありません。
2 0	【別紙 2】	各施設の駐車場は何台利用可能でしょうか。また	各施設の駐車場の利用可能数について、職員利用

	費用負担一覧表	無償でしょうか	分については、年度ごとに小学校との協議により決定します。具体的には、年度ごとに事業者から小学校に必要台数の利用許可申請を行っていただき、小学校が可能な範囲で利用を許可します。使用料については、有償となります。参考として、令和7年度の小学校ごとの台数及び使用料は、別紙のとおりです。 保護者の送迎時の利用につきましては、申請等の手続きは不要ですが、利用場所等に関して小学校から指示があった場合に指示事項の保護者周知等の対応をお願いします。
2 1	【別紙2】 費用負担一覧表	各施設で貴市より支給・貸与されている備品一覧をご教示ください	別途、施設ごとの備品一覧を作成の上、お示しします。(7月4日までにホームページに掲載します。)
2 2	【別紙2】 費用負担一覧表	現在施設にある玩具や教材教具は引継ぎ可能との認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。 (ただし、現運営事業者が独自に持ち込んでいる備品等は除く。)

白井市学童保育所及び放課後子ども教室運営業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答 別紙

委託業務名：【債】白井市学童保育所及び放課後子ども教室運営業務委託（その1）

●質問番号2、質問番号9関連 平均利用児童数及び土曜開所日数

施設	平均利用児童数（人）			土曜開所日数（日）
	平日	土曜	8月平日	
白井第二	13.0	0.2	11.6	11
白井第三第1	20.6	2.1	23.7	48
白井第三第2	34.2	4.5	29.6	
南山第1	25.9	1.7	22.9	39
南山第2	16.9	1.2	19.6	
池の上	41.8	1.8	33.6	42
桜台	31.6	2.1	29.9	41

（令和6年度）

●質問番号4、13関連 障害者手帳の交付を受けている児童及び支援級に所属している児童の数（人）

施設	令和5年度	令和6年度	令和7年度
白井第二	1	1	2
白井第三	2	3	6
南山	2	1	8
池の上	1	2	3
桜台	0	0	2

※数値は、市で把握している児童数のみであり、厳密な集計は行っておりません。参考値として、お取り扱いください。

●質問番号10関連 延長保育登録者の数（人）

施設	通年登録者（4月時点）	夏季休暇中登録者
白井第二	0	0
白井第三	37	40
南山	23	25
池の上	23	24
桜台	28	30

（令和6年度）

●質問番号12関連 職員の配置状況（人）

施設	常勤支援員の数		非常勤支援員の数	
		内、放課後児童支援員の資格保持者数		内、放課後児童支援員の資格保持者数
白井第二	1	1	5	3
白井第三第1	1	1	4	1
白井第三第2	0（※）	0	5	4
南山第1	1	1	4	3
南山第2	1	1	4	2
池の上	2	2	7	4
桜台	2	1	8	5

※7月に1名採用予定

（令和7年6月時点）

●質問番号11関連 夏季休暇中のみ登録者（人）

施設	登録者
白井第二	4
白井第三	11
南山	14
池の上（※）	4
桜台	9

（令和6年度）

●質問番号20関連 駐車場台数及び使用料

施設	台数（台）	使用料（円）
白井第二	4	4,866
白井第三	4	10,803
南山	5	21,732
池の上	3	28,704
桜台	5	14,882

（1台当たり（年額））

※池の上については、受入枠が不足したことから、申請者の一部を南山で受入。